

公示第 84号  
最終改正 公示第165号  
令和6年6月21日

名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに  
貨物の積卸場所の指定について

関税法第24条第1項の規定による名古屋港における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定する。

昭和35年7月14日

名古屋税関長 羽柴 忠雄

記

**1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所**

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(1) ガーデンふ頭1号から3号までの岸壁及びH3東陽桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁及び桟橋
(2) 大手ふ頭11号及び12号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(3) 稲永ふ頭15号及び16号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(4) 稲永ふ頭17号、18号及び22号から25号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(5) 潮凪ふ頭27号から29号まで及び33号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(6) 潮凪ふ頭31号及び32号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(7) 空見ふ頭S C鉄鋼ふ頭及びS 1岡谷ふ頭の各岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(8) 空見ふ頭S 2朽木合同輸送及びS 5東邦瓦斯空見の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(9) 空見ふ頭50号及び51号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(10) 空見ふ頭70号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(11) 空見ふ頭V1岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(12) 金城ふ頭52号から59号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(13) 金城ふ頭60号から62号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(14) 金城ふ頭72号から75号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(15)金城ふ頭 7 6号から 8 1号までの岸壁に けい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(16)金城ふ頭 8 2号から 8 5号までの岸壁に けい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(17)飛島ふ頭 9 0号から 9 2号までの岸壁 にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(18)飛島ふ頭 R 1号から R 3号までの岸壁に けい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(19)飛島ふ頭 9 3号及び 9 4号岸壁にけい留 する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(20)飛島ふ頭 9 8号及び 9 9号岸壁にけい留 する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(21)飛島ふ頭 U 1及びU 2の王子製紙桟橋に けい留する船舶	左欄に掲げる各桟橋に設置された保 安用フェンス等の開門ゲート
(22)飛島ふ頭 T S 1号及び T S 2号岸壁にけ い留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(23)飛島ふ頭 U 5 石油 3 社共同桟橋にけい留 する船舶	左欄に掲げるけい留桟橋
(24)弥富ふ頭 8 8号及び 8 9号岸壁にけい留 する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(25)弥富ふ頭 6号及び 7号岸壁にけい留する 船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(26)弥富ふ頭 N 1及びN 2の由良桟橋にけい 留する船舶	左欄に掲げる桟橋に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(27)鍋田ふ頭 T 1号から T 3号までの岸壁に けい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(28)木場金岡ふ頭 P 5 東晃鋼業岸壁にけい留 する船舶	東晃鋼業(株)正門守衛室前通路
(29)大江ふ頭 3 8号及び 3 9号岸壁にけい留 する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安 用フェンス等の開門ゲート
(30)昭和ふ頭 4 0号及び 4 1号岸壁にけい留 する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(31)昭和ふ頭 E 1 宇部セメント桟橋東亜合成 桟橋及び E 5 東亜合成南側第 2 桟橋にけ い留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(32)船見ふ頭 E 2及びE 3の日通伊勢湾桟橋 にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(33)船見ふ頭 4 3号から 4 8号までの岸壁に けい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(34)潮見ふ頭 Q 3 上組桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留桟橋
(35)潮見ふ頭 B 6 宝石油、B 8 サンラックス油 槽所、B E セントラルタンクターミナル、 B G 兼松油槽、B I、B K 伊藤忠、B L、 B V 丸紅石油及び B W 丸中興産の各桟橋 にけい留する船舶	左欄に掲げる各桟橋に設置された保 安用フェンス等の開門ゲート
(36)潮見ふ頭 B H 及び B H 2 のリノール油脂 桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(37)新宝ふ頭 C 5 トヨタ桟橋にけい留する船 舶	左欄に掲げるけい留桟橋
(38)新宝ふ頭 C 4 A から C 4 Cまでの東レ岸 壁にけい留する船舶	東レ(株)東海工場正門防災センター受 付前通路
(39)新宝ふ頭 I 3 トヨタ岸壁並びに I 2、I 5 及び I 6のトヨタ桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁及び桟橋

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(40)新宝ふ頭 I 4 豊田スチール桟橋にけい留する船舶	豊田スチールセンター(株)正門警備室前通路
(41)東海元浜ふ頭 F 2 から F 8 までの新日鐵住金製品、F 9 新日鐵住金雑原、F 10 新日鐵住金重油、F 11 から F 14 までの新日鐵住金原料、F 15 新日鐵住金の各岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(42)横須賀ふ頭 8 6 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(43)北浜ふ頭 8 7 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(44)北浜ふ頭 G 2 オオノ開発桟橋及び G 3 H I 愛知桟橋にけい留する船舶	オオノ開発(株)知多事業所通用門詰所前通路
(45)北浜ふ頭 G 1 日清製粉、J S 全農サイロ、J T 東洋グレンターミナル及び J 5 知多埠頭の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(46) 北浜ふ頭 J 7 から J 9 まで及び J 16 から J 19 までの出光桟橋にけい留する船舶	出光興産(株)愛知事業所北浜地区通用門詰所前通路
(47) 南浜ふ頭 K 1 から K 4 までの出光知多第1、K 5 出光知多第2、K 12 から K 15 までの出光知多第4、K 16 から K 19 までの出光知多第5の各桟橋、並びに K 7 から K 11 までの出光知多岸壁にけい留する船舶	出光興産(株)愛知事業所通用門詰所前通路
(48)南浜ふ頭 L 1 三社共同及び L 2 知多 L N G 第2の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(49)上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	ガーデンふ頭のうち西側のふ頭東側波除堤の北側先端から同波除堤の北側付根、同西側のふ頭東側付根、ガーデンふ頭のうち東側のふ頭西側付根及び同東側のふ頭西側付根から接水線に沿って南の方向に引いた線上の 6.9 m の地点に至る接水線

## 2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在 地	備 考
(1)ガーデンふ頭 1号から3号までの岸壁	名古屋市港区港町108番	
(2)大江ふ頭 38号及び39号岸壁	名古屋市港区大江町2番	
(3)稻永ふ頭 15号から18号までの岸壁、 22号から25号までの岸壁	名古屋市港区潮凧町65番地先、 67番及び77番地先	
(4)金城ふ頭 52号から62号までの岸壁、 72号から85号までの岸壁	名古屋市港区金城ふ頭一丁目、 二丁目及び三丁目	
(5)東海元浜ふ頭 F2からF8までの新日鐵住金 製品、F9新日鐵住金雑原、F 10新日鐵住金重油、F11か らF14までの新日鐵住金原 料、FC及びF15新日鐵住金 の各岸壁	東海市東海町五丁目3番地及び1 0番地	
(6)飛島ふ頭 90号から94号までの岸壁、 R1号からR3号までの岸壁、 TS1号及びTS2号岸壁並び に90号岸壁北側物揚場の接水 線	海部郡飛島村東浜二丁目及び 三丁目	
(7)弥富ふ頭 6号及び7号岸壁	弥富市楠三丁目31番地先	
(8)鍋田ふ頭 T1号からT3号までの岸壁	弥富市富浜四丁目地先及び五丁目 地先	
(9)ガーデンふ頭のうち西側のふ 頭東側波除堤の北側先端から同 波除堤の北側付根、同西側のふ 頭東側付根、ガーデンふ頭のう ち東側のふ頭西側付根から接水 線に沿って南の方向に引いた線 上の6.9mの地点に至る接水線 及び飛島ふ頭第3浮桟橋	名古屋市港区港町108番、 109番1及び109番1地先 海部郡飛島村西浜28番地先	船用品、携帯品 及び別託送品 に限る。
(10)ガーデンふ頭 H3東陽桟橋	名古屋市入船一丁目1番11号地 先	
(11)大手ふ頭 11号及び12号岸壁	名古屋市港区築地町16番	
(12)昭和ふ頭 E1宇部セメント桟橋東亜合成 桟橋	名古屋市港区昭和町3番	
(13)船見ふ頭 E2及びE3の日通伊勢湾桟橋 並びに43号から48号までの 岸壁	名古屋市港区潮見町41番地先 及び船見町58番	
(14)潮見ふ頭 B6宝石油、B8サンラックス 油槽所、BEセントラルタンク ターミナル、BG兼松油槽、B H及びBH2リノール油脂、B I、BK伊藤忠、BL、BW丸 中興産及びQ3上組の各桟橋	名古屋市港区潮見町8番地先、 11番1地先、37番7地先、 37番12地先、37番15、 37番16地先、37番23地先、 37番31地先、37番78地先、 及び43番1地先	

場所の名称	所 在 地	備 考
(15)潮凧ふ頭 27号から29号までの岸壁、 31号から33号までの岸壁	名古屋市港区潮凧町74番及び 75番	
(16)空見ふ頭 50号、51号、70号、V1 及びS1岡谷ふ頭の各岸壁並び にS2朽木合同輸送、S5東邦 瓦斯空見の各桟橋	名古屋市港区空見町27番、 28番地先、31番、34番、 37番1、40-2及び41番	
(17)飛島ふ頭 98号及び99号岸壁並びにU 1及びU2の王子製紙、U5丸 紅エネックスの各桟橋	海部郡飛島村西浜27番地、 28番及び東浜三丁目3番地	
(18)弥富ふ頭 88号及び89号岸壁並びにN 1からN3までの由良桟橋	弥富市楠三丁目19番地地先	
(19)木場金岡ふ頭 P5東晃鋼業岸壁	海部郡飛島村金岡12番地	
(20)新宝ふ頭 I3トヨタ岸壁並びにC4Aか らC4Cまでの東レ桟橋、C5 トヨタ桟橋、I4豊田スチール 桟橋、I2、I5及びI6のトヨ タ桟橋	東海市新宝町30番3地先、31 番地、33番地の3及び33番地 の4	
(21)東海元浜ふ頭 D1及びD2大同特殊鋼岸壁	東海市元浜町39番地	
(22)北浜ふ頭 G1日清製粉、G2オオノ開発、 G3及びG4のIH1愛知、J 4及びJ5の知多埠頭、J7か らJ9まで及びJ16からJ1 9までの出光、JN日清製粉、 JS及びJS2の全農サイロ、 JT東洋グレンターミナルの各 桟橋並びに87号、J2中電知 多火力の各岸壁	知多市北浜町9番1、11番の1、 12番地、14番地の9、16番 地、23番地、24番地の6、 25番地	
(23)南浜ふ頭 K1からK4までの出光知多第 1、K5出光第2、K12から K15までの出光知多第4、 K16からK19までの出光知 多第5、L1三社共同及びL2 知多LNG第2の各桟橋、並び にK7からK11までの出光知 多岸壁	知多市南浜町11番地、 27番地の1	
(24)潮凧ふ頭のうち丸菱商事桟橋 の北西端から接水線に沿って南 の方向に引いた線上の27メー トルの地点に至る接水線	名古屋市港区潮凧町61地先	